



基安安発第0117002号

平成19年1月17日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について

標記について、広島労働局労働基準部安全衛生課長から別紙甲のとおりりん伺  
があり、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

事務連絡  
平成18年12月28日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長 殿

広島労働局労働基準部  
安全衛生課長

### 研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外申請について

標記について、当局管内下記事業場より別紙に示す特殊な構造の研削といしについて、研削盤等構造規格（以下「構造規格」という。）第8条第5項及び第14条第1項の適用除外申請がありました。

これについて、下記のとおり取り扱ってよろしいか、お伺いいたします。

#### 記

#### 1 申請者

- (1) 名称 クレノートン株式会社
- (2) 広島県呉市吉浦新町2丁目3-20

#### 2 研削といしの仕様

- (1) 種類 ビトリファイド研削といし（無機質結合剤）
- (2) 形状 1号異形研削といし
- (3) 研削といしの寸法 直径（D）275mm以上  
厚さ（T）125mm以下  
穴径（H）160mm以下
- (4) 最高使用周速度 75m/S
- (5) といしの明細
  - イ と粒 アルミナ質系研削材
  - ロ 粒度 80以細
  - ハ 結合度 1以硬
  - ニ 結合材 V（ビトリファイド）

#### 3 申請の理由

本研削といしは、ライスハウアー社（スイス国）製の高速ライスハウアー研削盤（以下「ライスハウアー研削盤」と言う。）に使用する研削といしです。

当該ライスハウアー研削盤に使用する本研削といしは、直径275mm以上、厚さ（T）125mm以下、穴径（H）160mm以下の1号異形研削といしです。また、当該ライスハウアー研削盤のといしの最高使用周速度は、75m/Sとなっています。

当該研削といしの使用周速度は、研削盤当構造規格第8条第5項の別表に掲げる「研削といしの普通使用周速度を超えており、また、研削盤等構造規格第

14 条第 1 項における表の下欄に掲げる「穴径」基準を満足しておりません。


したがって、当該研削といしは、研削盤等構造規格第 8 条第 5 項及び同第 14 条第 1 項に適合しておりませんが、別紙のとおり社団法人産業安全技術協会の研削といし安全性能試験（破壊回転試験）により、本申請に係る研削といしは、構造規格第 2 章に適合するものと同等以上の性能を有すると認められることから、構造規格第 31 条に基づく適用除外の申請を行ったものであります。

#### 4 当局の意見

本申請に係る研削といしは、構造規格第 8 条 5 項の最高使用周速度を超えており、研削盤等構造規格第 14 条第 1 項における表の下欄に掲げる「穴径」基準を満足しておりませんが、別紙の、社団法人産業安全技術協会において行った「性能試験結果書」のとおり、構造規格に適合するものと同等以上の性能を有するものと認められることから、構造規格第 31 条に基づき、構造規格第 8 条第 5 項及び第 14 条第 1 項の適用除外を認めて差し支えないものと思慮する。

平成 18 年 12 月 1 日

広島労働局長 殿

申請者住所 広島県呉市吉浦新町 2 丁目 3-20  
事業所名 クレノートン株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
高橋 

研削盤等構造規格第 31 条に基づく適用除外申請について

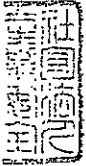
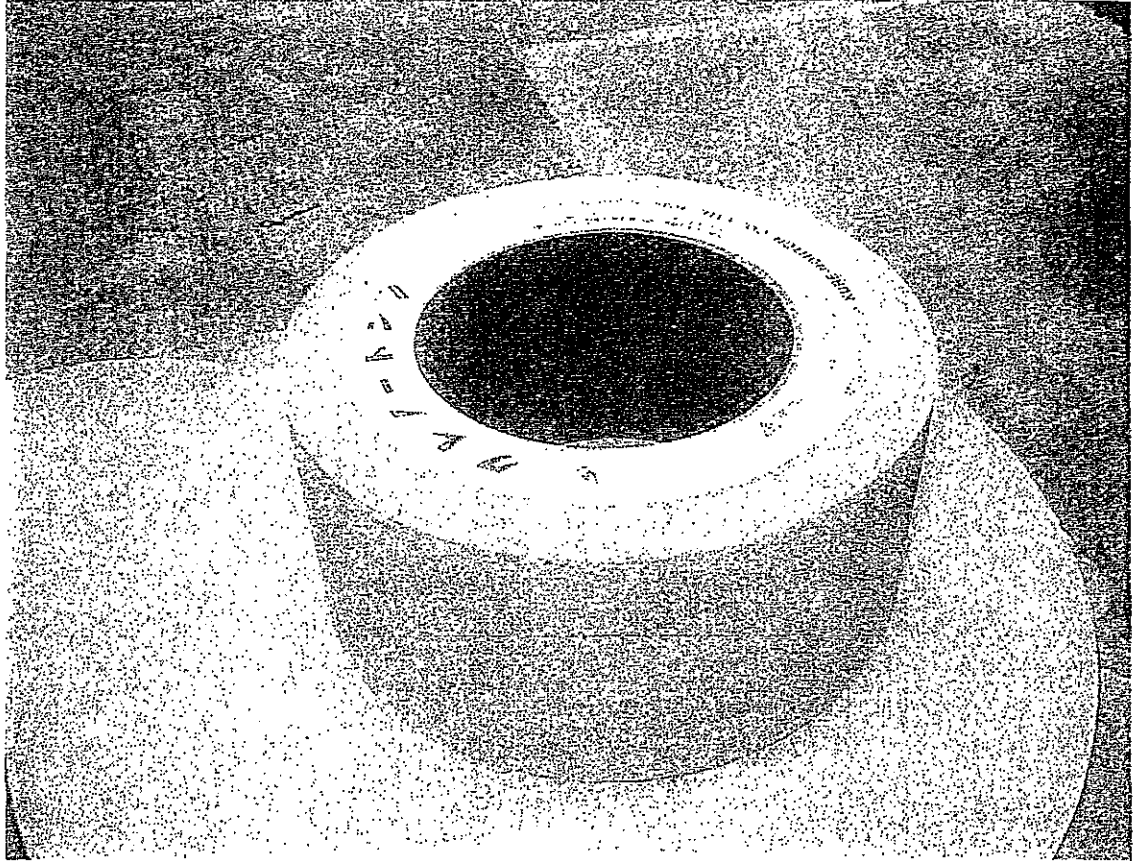
別紙の研削といしは、特殊な構造であるため、研削盤等構造規格に適合していませんが、  
同規格第 31 条に基づき適用除外を認めていただきたく申請いたします。

記

詳細別紙

以下 5 頁不開示のため省略

供試品の写真



以下 3頁 不開示のため省略

\*\*\*\*\*20062114\*\*\*\*\*

(別紙乙)

基安安発第0117001号

平成19年1月17日

広島労働局労働基準部  
安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について

平成18年12月28日付け事務連絡をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。

基安安発第0117001号

平成19年1月17日

広島労働局労働基準部  
安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について

平成18年12月28日付け事務連絡をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。